

要求書

解雇致し  
お勤停止せ給ふ

- 一、今後會社ハ現従業員ヲ絶對解雇セザルヤウセラレタシ
- 二、會社ハ現従業員全員ニ貸銀ヲ即時値上セラレタシ
- 三、退職手当即時制定セラレタシ
- 四、年二回ノ賞与ヲ給与セラレタシ
- 五、皆勤賞与ヲ從前通り一ヶ月一回トセラレタシ
- 六、祭日大祭日及會社ノ都合ヨリ休業スル場合ハ日給全額ヲ支給セラレタシ
- 七、残業及ヒ日曜出勤ニ對シ特別手当ヲ支給セラレタシ
- 八、年二期ノ定期昇給ヲセラレタシ
- 九、歩合制度ヲ各部ニ適應セラレタシ
- 十、朝十時及午後三時ニ休憩時間各二十分宛与ヘラレタシ
- 十一、晝食休憩時間ハ一時間トシ体操ハ休憩時間以外時間ニ行フヤウセラレタシ
- 十二、全従業員ノ健康診断ヲ月一回ツツセラレタシ
- 十三、婦人従業員ニ對シ生理休暇ヲ与ヘラレタシ
- 十四、男子従業員ニシテ出征期間中ハ手当ヲ支給シ退役後ハ必ず採用セラレタシ
- 十五、食堂ノ設備ヲ完全ニセラレタシ
- 十六、脱衣場ヲ完備セラレタシ
- 十七、衛生施設ヲ完備セラレタシ
- 十八、健康保険掛金ヲ會社全額負擔セラレタシ
- 十九、公傷ノ場合ハ特別手当支給セラレタシ
- 二十、雨傘ヲ設備セラレタシ

綴

- 十三、婦人従業員ニ對シ生理休暇ヲ与ヘラレタシ
- 十四、男子従業員ニシテ出征期間中ハ手当ヲ支給シ退役後ハ必ず採用セラレタシ
- 十五、食堂ノ設備ヲ完全ニセラレタシ
- 十六、脱衣場ヲ完備セラレタシ
- 十七、衛生施設ヲ完備セラレタシ
- 十八、健康保険掛金ヲ會社全額負擔セラレタシ
- 十九、公傷ノ場合ハ特別手当支給セラレタシ
- 二十、雨傘ヲ設備セラレタシ

右要求仕可ク候

昭和八年十月廿一日

従業員一同

内外編物株式会社

印中

湯沢町ノ用  
佐美平和